

「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」

改正検討会 第2回 議事概要

日 時：令和4年10月18日（火）10:00～12:00

場 所：オンライン会議

【議事概要】

事務局から配布した資料について、各資料の説明が行われた後、委員の意見を伺った。また、本検討会では、検討会開催後、委員及びオブザーバーに追加の意見募集を行った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○資料 1-1 第1回委員会ご意見とその対応状況について

- 本ガイドラインと優先的検討規程との位置づけを本ガイドラインの総論等で説明すべき。

○資料 2-1 第1章の記載概要について

- 官民連携は広域化にも資するものであり、広域化を行おうとしている自治体に対して官民連携を促すような記載があるとよい。
- 本ガイドラインと、その他参照すべきガイドラインとの関係性が分かるような記載があるとよい。
- PPP/PFI 手法の選択イメージ図については、各手法が解決策として適している理由及び、各手法の詳細説明箇所の参照先があるとよい。
- 「雨水の管理」等の、官民連携と直接的に結びつけ難い業務があることの記載も必要ではないか。
- PPP/PFI 手法の選択イメージ図について、費用低減の視点だけでなく「人・モノ」の視点やサービス水準の維持、事業の継続性確保の視点などの記載も必要ではないか。

○資料 2-2 第2章の記載概要について

- 各手法が、複数施設をまとめた運営等（「面」的な課題への対応）と、単一施設の整備等（「点」的な課題への対応）の、いずれについてより向いているかという観点があり、コンセッション方式は「面」的、従来型 PFI は「点」的な事業で選択されていると考えられる。各手法の説明として、このような観点からの記載があるとよいのではないか。
- 各手法のまとめ図について、全体の整理軸や一定の視点で比較が可能なものにできないか検討してほしい。
- 各手法のまとめ図のうち、DBO と PFI（従来型）の違いについては、資金調達面

の違いが大きく、その点が明確になるようにすべき。また、総事業費の VFM を比較した場合、DBO は資金調達面の金利差から PFI より VFM が大きくなる傾向がある一方、PFI における民間の提案によっては、事業契約時点で VFM が逆転する場合もあり、その点に留意してほしい。

- 各手法のまとめ図のうち、包括的民間委託において、(設計・建設) と括弧書きになっている理由について、各手法の詳細説明箇所等で記載をすべき。
- 各手法のまとめ図、及び各手法の詳細説明箇所のうち、包括的民間委託(施設)について、「曝気風量」の点を取り上げるより、事務負担軽減等のメリット・効果を記載した方がよいと考える。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、包括的民間委託(施設)について、「まとめ効果によるコスト削減」は確かにあるが、直営で行っていた業務を委託に含めた場合は、コスト増を招く可能性もあるというデメリット・留意点についても記載すべき。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、雨水が対象とならないという誤解を生じる可能性もあるので、雨水も対象となりうることを記載すべき。
- 包括的民間委託の事業期間について「3～5年」としているが、必ずしも同期間に限られない。この点を十分考慮の上、記載を検討してほしい。
- 包括的民間委託の先行事例について、市町村をまたぐものがあれば取り上げてほしい。特に、管路の維持管理について、紹介を検討してほしい。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、DB方式について、工期短縮のメリット・効果がある一方、施設・設備設置後の不備への対応等の懸念があるというデメリット・留意点を記載すべき。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、DBO方式について、一般的には2つの契約が必要であること、また、維持管理にかかる契約締結の時期について、記載すべき。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、DBO方式について、DBを実施するJVが、維持管理へ関与する条件の設定が必要なことも記載すべき。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、PFI方式(従来型)について、特徴として財政負担の平準化と、金融機関の関与があることも記載すべき。
- 各手法の詳細説明箇所のうち、コンセッション方式について、処理量変動による料金増減リスクは、おもに公共が負担するのが一般的と考えるため、記載方法等を検討してほしい。
- PPP/PFI と関連手法を組み合わせた施策展開のイメージについて、「PPP が広域化にもたらす効果」の記載事項との関係性が分かりにくいいため、表現等を工夫してほしい。
- デジタル・脱炭素・広域化等への PPP/PFI の活用について、「提供元が限られている新技術を積極的に取り入れられる」との記載は、提供元を指定しなくても、要求する性能を示すことで発注可能である旨、表現を改めるべき。
- 先行事例については、可能であれば、手法選択の理由(当該手法以外の手法が選択

されなかった理由) の記載も検討してほしい。

- 先行事例については、施設規模等も記載すべき。

○資料 2-3 第3章の記載概要について

- 地方公共団体の判断として、「直営での実施を継続する事業」を整理するプロセスが必要と考える。
- 検討ステップ内において、地元企業の育成という観点が必要と考える。
- 導入可能性調査 (FS) としての記載という観点からは、モニタリングや、モニタリングを通じての技術継承、また、リスク分界点等も記載すべきではないか。
- 外部委託の必要なく、地方公共団体の職員が、本ガイドラインを使用して手法を選択できる内容とするか、または、外部委託を必要とする前提の場合、概算費用や委託期間を例示し、検討する地方公共団体への参考情報として記載するかについて、検討してほしい。
- 地元企業の育成を進めるという観点からは、9ページで手法の目星を検討する段階において、受注企業を大手としたいのか地元としたいのか等、あらかじめ想定する必要があると考える。
- ステップ3において、事業全体を俯瞰して、複数の施設・業務をまとめられないか、そのためにはどの手法が最適か、各事業をどのタイミングで開始するか等、全体最適化を図るプロセスを追加すべき。
- ステップ3-2について、FSに相当するのであれば、VFM等について詳細に記載すべきと考える。
- ステップ3-2について、処理場・管路等の詳細なVFMの算出には基本設計が必要となるため、FSと基本設計を同時並行的に実施することが多い認識であり、その点に留意すべき。

○その他

- リーフレットのようなわかりやすい概要版の作成を検討してほしい。
- 原油高、円高という状況下であり、その点を含めた長期的なリスクの問題について、十分考慮の上、記載を検討してほしい。
- ガイドラインは、図表等を多用し、一見して理解しやすいものとするべき。
- 民間活用のメリット・効果として、新たなシステム導入による業務効率化への寄与という点についての記載を含めることを検討してほしい。

以 上